

# 京王電鉄バス運転手自殺労災事件について控訴断念を求める声明

2015年（平成27年）2月27日

京王電鉄バス運転士自殺労災事件弁護団  
京王電鉄バス運転手自殺労災認定を勝ち取る会

- 1 本年2月25日、東京地方裁判所民事第11部（佐々木宗啓裁判長）は、京王電鉄バス（株）の運転手（当時51歳、以下「被災者」）の自殺を労働災害であると認め、妻の労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金及び葬祭料の不支給処分（2010年1月7日付）を取り消す判決を言い渡した。本判決は、飲酒検知を苦にしての自殺を労働災害と認めた初めての判決である。
- 2 被災者は、2008年（平成20年）6月28日の出勤時にアルコール検知器が反応したことを契機に上司による事情聴取を受け「自認書」を作成し、会社の処罰基準上解雇を免れないとの思いから6月30日には自殺未遂を図った。そのような状況下で発生した7月4日のアルコール再検知によりさらなる事情聴取・「自認書」作成を余儀なくされたうえ、上司による家宅捜査を受けた後、7月7日、「アルコールチェックカーをすると思うと怖くて怖くてたまりません」との遺書を残し、自ら命を断つたのである。後に遺されたのは妻と4人の子（当時18歳、16歳、15歳、4歳）であった。  
なお、6月28日付け検知は飲酒から16時間経過後、7月4日付け検知は飲酒飲食を一切していない中での検知、いずれも出勤直前に実際した自宅でのアルコールチェックカーではなく、検知器の誤作動の可能性が極めて高いものであった。
- 3 本判決はまず、6月28日付け検知について、飲酒検知及びこれを契機とした事情聴取、自認書作成、上司へのコップ交付等の一連の出来事は重大な仕事上のミスに準ずること、同検知により被災者はクビになると誤信し所長の発言がこれを強めたとして、同検知の発生の心理的不可の程度は「強」と評価した。次いで、7月4日付け検知については、アルコール摂取が原因でないことを正面から認め、にもかかわらず会社の対応は誤作動を念頭におかず重大な処分を想定させるものであり、同検知及び一連の出来事は退職強要に準じるものというべきであるとして、その心理的負荷の強度は「強」と評価した。他方で、業務外の出来事による心理的負荷は小さいと判断し、被災者の精神障害は、心理的負荷の強度が「強」である出来事の後に発症したものであるとして、労働災害であると判断した。
- 4 本判決は、突然一家の大黒柱を失った遺族の補償を認めるとともに、アルコール検知を契機とする一連の会社対応を痛烈に批判した点に極めて大きな意義がある。また、運転労働について飲酒検知は必要ではあるが、アルコール検知を契機とする行き過ぎた責任追及や退職強要に警鐘を鳴らすものである。
- 5 私たちは、国が控訴を断念して遺族の早期救済を図るよう強く要求するものである。

以上